

農業無料職業紹介所をご利用される皆様へ

～とうかつ中央農業協同組合農業無料職業紹介所業務規程（別紙）～

（事業所名）

J A とうかつ中央農業無料職業紹介所

第1条 求人

1. 紹介所は、農業の職業に関する限り、とうかつ中央農業協同組合管内の組合員の、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。
ただし、その申し込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の雇用条件が不相当である場合は受理しません。
2. 求人申し込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票によりお申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
3. 求人申し込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2条 求職

1. 紹介所は、農業の職業に関する限り、とうかつ中央農業協同組合の組合員の農作業等について、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理します。
ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職の申し込みは本人が直接来所し、所定の求職票によりお申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。その場合、紹介所との web 面談をもってお申込みできるものとします。
3. 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、紹介所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

第3条 紹介

1. 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
2. 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。

3. 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
4. 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
5. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
6. 紹介所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。

第4条 その他

1. 紹介所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
2. 紹介所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から紹介所に対して、その報告をしてください。
また、紹介所の職業紹介により期間の定めない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から紹介所に対して報告してください。
3. 紹介所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
4. 紹介所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
5. 紹介所の取扱職種の種類等は、とうかつ中央農業協同組合管内で組合員が行う農業の職業です。
6. 紹介所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。紹介所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は担当職員に詳しくおたずねください。

令和5年8月1日
とうかつ中央農業協同組合
代表理事理事長 嶋村 正一